

## いわき市土木審議会条例

令和 7 年 3 月 27 日いわき市条例第 3 号

(設置)

**第 1 条** 土木行政の効果的かつ効率的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、いわき市土木審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 土木政策の方針、基準等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項

(組織)

**第 3 条** 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第 5 条** 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

**第 7 条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。